

広島県告示第七百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年九月二十一日

鹿島縣知事 湯嶋英彥

所在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	深水川（一 七八隣a）
広島県福山市神辺町西中条地内	表 区 域 示 の	土砂災害の発生原因となる自然現象類	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	深水川（一 七八隣a）	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象類	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。